元旭化成社員・営業秘密漏えい起訴事件の深掘り分析と今後の影響予測

Gemini 4 Argon

2026年10月27日、名古屋地方検察庁は大手総合化学メーカー・旭化成株式会社（東証プライム：3407）の元社員である古川祥一被告（66歳・静岡県富士市在住）を、不正競争防止法違反（営業秘密の開示）の罪で起訴した[1]。時事通信などが報じた本起訴の核心は、半導体製造に関わる機密情報が退職から約6年の歳月を経て中国企業へ流出していたという「時間差漏えい」の構造と、被告が供述した「中国企業の従業員に自分の知識や経験が豊富であることを示すためだった」「専門家としての地位を保ちたかった」という動機の実態にある[2]。さらに愛知県警への取材により、被告の妻が設立した会社が漏えい先の中国企業とコンサルタント契約を締結し、高額な報酬や送迎・アシスタント付きといった厚遇を受けていた事実が判明しており、単なる自己顕示欲にとどまらない明確な経済的誘因が存在していたことが浮き彫りとなった[3]。

本事件で流出した対象は、旭化成が展開する半導体製造用の潜在性硬化剤「ノバキュア」の製造データ、および最先端半導体パッケージの再配線層向けで世界トップシェアを握る感光性絶縁材「パイメル」の品質管理情報である[5]。また、事件発覚の端緒は旭化成自身の内部検知ではなく、被告が退職後に再就職した名古屋市内の化学メーカーが「自社の別件の営業秘密漏えい」を愛知県警に相談し、自宅の家宅捜索によって芋づる式に発覚した点に重大な特徴がある[6]。情報持ち出し（2018年11月）から逮捕・起訴（2026年9月～10月）まで約7年10カ月が経過しており、持ち出し行為（領得罪）単体では公訴時効（7年）が成立していた可能性が高いものの、2024年8月～9月のメール・SNS送信行為が独立した「不正開示罪」を構成したことで刑事訴追が可能となった[3]。

今後の影響として、第一に旭化成の業績面では、流出したデータが2018年時点のものであり顧客情報の流出も確認されていないため短期的な打撃は限定的と推測される一方、中国市場における現地競合の品質・歩留まり改善を通じた中長期的な競争激化が懸念される[5]。第二に法務面では、旭化成が表明した中国の流出先企業（山東聖泉新材料股份有限公司）に対する民事訴訟が、2024年4月施行の改正不正競争防止法（国際裁判管轄および日本法適用の明確化）の重要な試金石となる[10]。第三に捜査・産業界全体への波及として、被告が渡り歩いた国内複数の化学メーカーにおける余罪立件の可能性や、シニア技術者の退職時・退職後管理および処遇設計の抜本的見直しが日本の素材産業全体で加速すると予測される[6]。

時事通信記事（2026年10月27日配信）の深掘り：事件の全容と新事実

時事通信（2026年10月27日19時40分配信）および同日の各紙報道によって明らかになった起訴内容と供述の詳細は、従来の「転職直後の競合他社へのデータ持ち込み」という典型的な内部不正モデルとは異なる、複合的なリスク構造を示している[2]。

起訴事実と「2段階逮捕」に至る捜査の経緯

起訴状および報道各社の捜査関係者への取材によると、古川被告は1984年に旭化成に入社して以降、約34年間にわたり電子材料関連事業の開発責任者や工場長、製造技術第2部長などの要職を

歴任し、2018年11月末に依願退職した[6]。事件をまとめたブログメディア等が公開学術資料や過去の人事記録から整理した情報（公式に同一人物と確定はされていないが強い整合性を持つデータ）によれば、1984年に九州大学大学院で材料開発工学を修了後、川崎技術研究所や電子応用研究所を経て、2009年頃に旭化成イーマテリアルズの半導体材料技術開発部長、2011年に旭化成エポキシ株式会社の代表取締役社長を務めるなど、研究開発から製造技術統括、子会社経営までエポキシ樹脂・電子材料部門の中枢を担うキャリアを歩んでいたとみられる[16]。
被告は退職時の2018年11月30日ごろ、「何かに役立つとの思いからコピーして持ち出した」として、研究開発や製造・品質管理に関する営業秘密データが記録された会社貸与の外付けハードディスク（HDD）を返却せずに不正に持ち出した[3]。その後、名古屋市中川区の化学メーカーや、ヘッドハンティングを受けた別の大手化学メーカーなど国内複数の企業に再就職していたが、退職から約6年後の2024年8月～9月にかけて、保持していた営業秘密ファイルを電子メールやSNSを用いて中国企業の関係者に送信・開示したとされる[3]。

退職時持ち出しから約6年の潜伏期間を経て発覚した時間差漏えいの全容と公訴時効の壁

● 元社員の不正行為（領得・開示）　● 外部契約・別事案による発覚端緒　● 警察・検察の捜査および公式発表　● 職歴・通常経過

1. 営業秘密の持ち出しから時間差漏えい・起訴に至る時系列（1984年〜2026年10月）

1984年
約34年間在籍

旭化成株式会社に入社　元社員（古川祥一被告）
電子材料関連事業の工場長や製造技術第2部長、開発責任者などを歴任。

2018年11月30日頃
不正領得の発生

退職時に会社貸与の外付けHDDを返却せず持ち出し（領得）　元社員（不正領得）
潜在性硬化剤**「ノバキュア」**や半導体向け感光性絶縁材**「パイメル」**の品質管理・製造データが記録されたHDDを未返却のまま保有。「何かに役立つとの思いからコピーして持ち出した」と供述。

約5年10カ月経過

▲ 退職時持ち出しから海外送信まで約6年の潜伏期間 ▼
2018年12月以降、名古屋市内の化学メーカーなど国内複数企業に再就職

2024年5月
海外企業と接点

妻が設立した会社が中国企業とコンサルタント契約を締結　元社員・中国企業
漏えい先の中国企業（山東聖泉新材料股份有限公司）と契約。「高額な報酬を受け取り、送迎やアシスタントが付くなど待遇が良かった。専門家としての地位を保ちたかった」と背景を供述。

2024年8月
事件発覚の端緒

転職先（名古屋市の化学メーカー）が別事案の漏えい疑いで警察に相談　転職先企業 → 愛知県警
旭化成の自社検知ではなく、再就職先企業における別の半導体関連技術の流出疑いに関する警察相談が捜査開始のきっかけに。

2024年8月〜9月
9月12日・13日頃

中国企業の関係者に電子メール等で営業秘密ファイルを送信（不正開示）　元社員（不正開示）
9月12日頃に感光性絶縁材「パイメル」の品質管理情報、**9月13日頃**に潜在性硬化剤「ノバキュア」の製造情報をメール送信。動機について**「従業員に知識や経験が豊富であることを示すためだった」**と供述。

2025年4月
押収品の解析

愛知県警が自宅を家宅捜索、PC・スマートフォン・HDDを押収　愛知県警
別事案の捜査で押収した機器を解析した結果、旭化成の営業秘密が添付された送信メールが発見され本件容疑が浮上。

2026年9月17日
1回目の逮捕

「ノバキュア」営業秘密開示の疑いで逮捕・旭化成が公式発表　愛知県警・旭化成
不正競争防止法違反（営業秘密の開示）容疑で逮捕（翌日送検）。旭化成は元社員および山東聖泉に対する民事訴訟提起方針と管理強化策を公表。

2026年10月7日
再逮捕

半導体向け感光性絶縁材「パイメル」の品質管理情報漏えい容疑で再逮捕　愛知県警
押収したハードディスクの解析などから、2024年9月12日頃に別の技術情報をメール送信して開示した疑いで再逮捕。

2026年10月27日
刑事訴追

名古屋地検が不正競争防止法違反（営業秘密の開示）の罪で起訴　名古屋地検
2018年11月の持ち出しから約7年11カ月後、2024年8〜9月の送信行為を「営業秘密の開示」として起訴。

2. なぜ2018年の持ち出し事案を2026年に起訴できたのか？（公訴時効7年の壁と構成要件の分離）

営業秘密侵害罪（10年以下の拘禁刑）の公訴時効は刑事訴訟法上**7年**。不正競争防止法は「領得」と「開示」を独立した犯罪として規定している。



2018年11月のハードディスク未返却（領得）から2026年9月の逮捕まで約7年10カ月が経過しており、領得行為単体では公訴時効（7年）が経過していた可能性が高い。しかし、2024年8〜9月のメール・SNS送信行為が独立した**営業秘密開示罪**を構成したことで、新たな時効期間が進行し刑事訴追が可能となった。

Data sources: 時事通信 / エキサイトニュース　セキュリティ対策Lab　piyolog　営業秘密ラボ　TIMEWELL

特筆すべきは、本件が発覚した経緯である。2024年8月、被告が転職していた名古屋市内の化学メーカーが、自社における別の半導体関連技術の漏えい疑惑について愛知県警に相談したことが捜査の端緒となった[6]。愛知県警（生活経済課・外事課・中川警察署）が約8カ月後の2025年4月に被告の自宅を家宅捜索し、パソコンやスマートフォン、外付けHDDを押収して解析を進めた結果、転職先の情報のみならず、前職である旭化成の営業秘密が添付されたメール等が発見された[2]。旭化成は警察の捜査過程で初めて2018年当時のHDD未返却と情報持ち出しを把握したとみられており、退職から発覚まで6年以上にわたり社内では流出の事実自体が認識されていなかったことになる[8]。

「知識豊富と示すため」の深層心理と妻名義の会社を介した報酬スキーム

逮捕前の任意捜査段階では容疑を否認していたとされる古川被告だが、起訴段階までに愛知県警の調べに対して動機の核心を供述している[3]。報道された「中国企業の従業員に自分が知識や経験が豊富であることを示すためだった」「専門家としての地位を保ちたかった」という供述は、一見すると技術者のプライドや承認欲求に基づく軽率な行動のように映る[2]。しかし、時事通信の記事が報じた「2024年5月に被告の妻が設立した会社が、漏えい先の中国企業とコンサルタント契約を締結していた」という事実と照らし合わせると、その実態はより実利的な経済的・社会的インセンティブの結合であることがわかる[3]。

第一に、コンサルタント契約の維持と高額報酬の正当化という構造である。被告は中国企業側から「高額な報酬を受け取り、送迎やアシスタントが付くなど待遇が良かった」と供述している[3]。技術コンサルタントとして招かれたシニア技術者が、契約締結（2024年5月）の数カ月後（2024年8月～9月）に相次いで前職の機密データを送信している時系列は、契約先企業の現場従業員から具体的な技術的知見や即効性のあるデータ提示を求められ、自身の専門家としての地位と優遇待遇を維持するために、手元に温存していた旭化成の営業秘密ファイルを切り札として開示したプロセスを強く示唆している[3]。

第二に、配偶者名義の法人を介した契約形態である。2024年当時、被告は国内の化学メーカーに再就職していた立場でありながら、個人名義ではなく妻が設立した会社を契約主体として中国企業とコンサルタント契約を結んでいた[3]。これは国内の再就職先における兼業発覚リスクを低減しつつ、中国企業からのコンサルタント報酬を法人収益として受け取る仕組みとして機能していたと推測される[3]。

第三に、日本のシニア技術者が抱える承認欲求の隙間である。2019年頃に発生し2021年8月に大阪地裁で有罪判決（懲役2年・執行猶予4年・罰金100万円）が下された積水化学工業の導電性微粒子技術漏えい事件でも、元社員はビジネスSNS「LinkedIn」を通じて接触してきた中国企業（潮州三環グループ）の社員に対し、相手の技術情報を得る目的などから機密情報をメール送信していた[18]。定年退職前後で国内企業における役職や処遇が変化する一方、技術獲得を急ぐ海外企業からは「経験豊富な専門家」として手厚い待遇と高額報酬で迎えられるという環境が、営業秘密の不正開示に対する規範意識を麻痺させる要因となっている[3]。

流出した半導体材料技術の戦略的価値と流出先の実態

本事件で漏えいした情報は、単なる汎用化学品の配合表ではなく、半導体パッケージング工程の中核材料に関する製造・品質管理データである[5]。愛知県警による2度の逮捕容疑と旭化成の公表内容から、流出した2つのコア製品と流出先企業の関係性を整理する[5]。

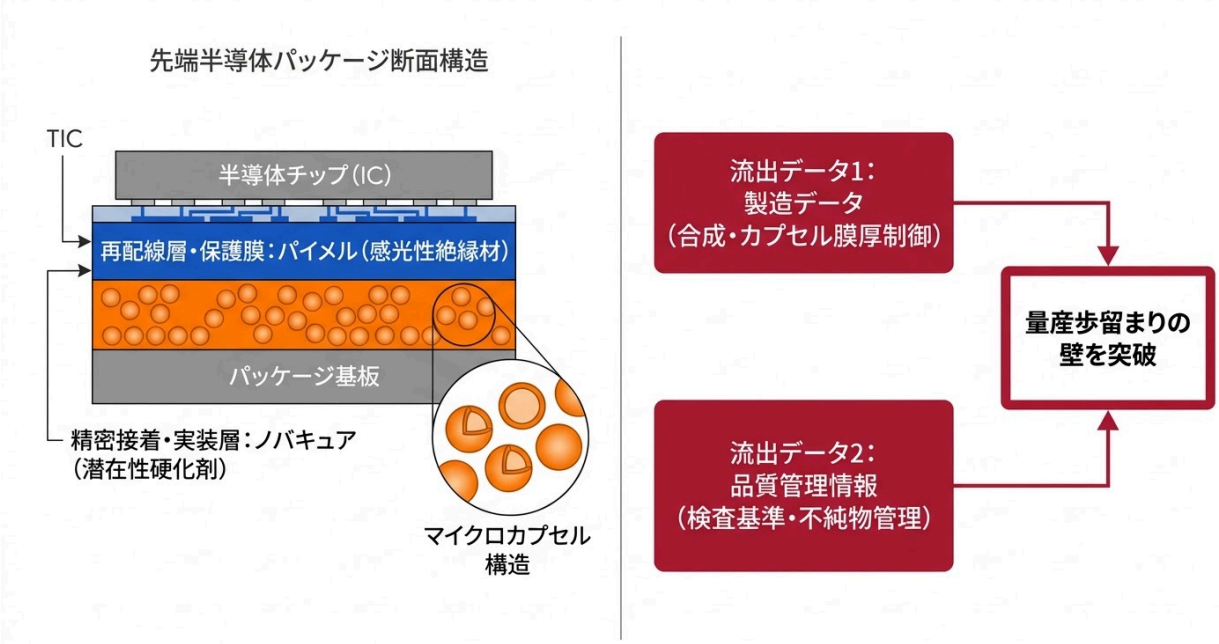
項目	第1次逮捕（2026年9月17日）対象事案	第2次逮捕・再逮捕（2026年10月7日）対象事案
対象製品カテゴリー	エポキシ樹脂用カプセル型潜在性硬化剤[6]	半導体製造用 感光性絶縁材[5]
製品名（報道・公表）	「ノバキュア（NOVACURE）」[6]	「パイメル（PIMEL）」[5]
流出した営業秘密の内容	製造データおよび関連する技術・営業情報[9]	品質管理に関する情報[5]
主な用途・工程	半導体パッケージ実装、カメラモジュール、車載電子部品の精密接着[22]	最先端半導体パッケージの再配線層（RDL）形成、半導体保護膜・層間絶縁膜[7]
旭化成における戦略的位置づけ	独自マイクロカプセル技術による先端実装向け重点製品[7]	最先端半導体パッケージ再配線層向けでトップシェア（150億円超を投じ新工場等を建設）[7]
持ち出し・送信時期	2018年11月30日ごろHDD未返却 ／ 2024年9月13日ごろメール送信[6]	2018年11月30日ごろHDD未返却 ／ 2024年9月12日ごろメール送信[5]
流出先企業（公表ベース）	山東聖泉新材料股份有限公司（旭化成の自社調査による公表）[5]	海外企業・別の企業の関係者（県警発表では企業名非明示）[5]

1. 潜在性硬化剤「ノバキュア」：相反する特性を両立するマイクロカプセル技術

9月17日の逮捕容疑となった「ノバキュア」は、エポキシ樹脂接着剤に配合されるカプセル型の潜在性硬化剤である[6]。半導体パッケージ実装やカメラモジュールの組立工程では、ミクロン単位の精度で電子部品を固定する接着剤が不可欠であるが、従来の二液型材料は混合作業の手間や混合ミス、可使時間（ポットライフ）の短さが歩留まり悪化の工程リスクとなっていた[22]。一方、あらかじめ硬化剤を混ぜた一液型接着剤では、「常温での長期保存安定性」と「熱に弱いデバイスのため低温で素早く確実に硬化する反応性」という相反する性質を両立させることが大きな技術的課題であった[16]。

旭化成の「ノバキュア」は、硬化剤成分をマイクロカプセル化し、液状エポキシ樹脂でマスターバッチ化（分散）する独自技術によりこの課題を解決した製品である[22]。カプセルの膜厚を変えることで硬化温度や反応性を調整でき、薄膜カプセルのラインナップでは80度付近からの低温反応性と未反応状態での長期保存安定性を同時に実現している[22]。また、塩素含有量をコントロールした電気・電子部品向けのHPグレードや、耐フィラー性・耐溶剤性に優れた厚膜グレードなど幅広い製品群を持つ[24]。最終製品の分析だけでは再現が難しい、マイクロカプセルの膜厚制御や安定分散に関わる「製造

データ」こそが同製品の競争力の源泉であり、今回流出したデータの核心部分に該当する[17]。



2. 感光性絶縁材「パイメル」：AI半導体需要を牽引するトップシェア材料

10月7日の再逮捕容疑となった感光性絶縁材「パイメル」は、半導体の保護膜や層間絶縁膜として使用される材料であり、特に最先端半導体パッケージの「再配線層（RDL）」向けでトップシェアを有する製品である[5]。半導体パッケージの多様化・多層化が進む中、回路を形成したICチップを実装する後工程（パッケージ工程）材料には極めて高度な品質と性能が要求されている[11]。

旭化成は中期経営計画（2025～2027年度）において、パイメル等を含むエレクトロニクス事業を全社4つの「重点成長」事業の1つに指定し、150億円以上を投じた新工場建設など継続的な能力増強投資を実施している[7]。AI関連向け製品の需要好調を背景に、エレクトロニクス事業全体で2024年度実績から2027年度計画に向けてプラス79億円の増益（営業利益拡大）を見込んでいる[7]。今回漏えいしたとされるパイメルの「品質管理情報」は、先端パッケージに求められる厳しい品質水準を維持・検査するための管理ノウハウであり、競合メーカーが自社製品の品質安定性を高める上で極めて有用な情報となる[5]。

3. 流出先「山東聖泉新材料股份有限公司」の事業プロファイル

旭化成が自社調査に基づきノバキュア関連情報の流出先として公表した「山東聖泉新材料股份有限公司」は、中国・山東省済南市を拠点とする聖泉グループ傘下の企業であり、上海証券取引所に上場している親会社（証券コード：605589）を持つ化学メーカーである[12]。同社はエポキシ樹脂や電子化学品などの開発・製造を手がけている[16]。

旭化成の電子材料製品群は日本をはじめ、中国、台湾、韓国、および東南アジア諸国で高いマーケットシェアを有している[11]。エポキシ樹脂や電子化学品の事業基盤を持つ山東聖泉新材料にとって、旭化成の元開発責任者が持ち出した「ノバキュアの製造データ」や（10月再逮捕分の送信先が同一企業であるかは警察発表上明示されていないものの）「パイメルの品質管理情報」は、先端電子材料の開発・量産化期間を大幅に短縮し得る情報価値を持っている[5]。

法的論点の深掘り:「6年の時間差」と公訴時効、刑事量刑の展望

本事件は、営業秘密侵害事案における公訴時効の考え方と刑事処分の水準に関して重要な法的論点を含んでいる[8]。

1. 領得罪と開示罪の分離による「公訴時効7年」の突破

弁理士や専門家の解説によると、不正競争防止法第21条第2項における営業秘密侵害罪(自然人に対する法定刑:10年以下の拘禁刑もしくは2,000万円以下の罰金、またはその併科)は、刑事訴訟法上の公訴時効が**7**年となる[8]。

本件では、被告が営業秘密の記録されたHDDを返還せずに持ち出した「領得」行為(不正競争防止法第21条第2項第1号イ:営業秘密記録媒体等の横領)は2018年11月30日ごろに行われた[6]。したがって、領得罪単体として見た場合、約7年10カ月後の逮捕時点(2026年9月17日)では、すでに2025年11月ごろをもって7年の公訴時効が完成していた可能性が高い[8]。

しかし、不正競争防止法第21条第2項第2号は、任務に背いて領得した営業秘密を「不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、使用し、又は開示したもの」を、領得とは独立した犯罪(不正開示罪)として規定している[8]。これにより、退職時の持ち出しからどれほど年数が経過していても、第三者へ送信・開示した時点(**2024**年**8**月～**9**月)で新たに犯罪が成立し、その公訴時効(**7**年)は過ぎていないため刑事訴追が可能となった[3]。

さらに、相手方が日本国外で使用する目的を持っていると知りながら営業秘密を開示した場合には、海外重罰規定(同法第21条第5項)の対象となり、法定刑の罰金上限が3,000万円以下(10年以下の拘禁刑との併科可能、法人に対しては第22条により10億円以下の罰金)へと加重される[8]。今回の起訴および今後の公判では、被告が「知識豊富と示すため」「専門家としての地位を保ちたかった」と供述しつつ、妻の会社を通じて高額な報酬や厚遇を得ていた事実が「不正の利益を得る目的」および海外使用目的を立証する重要な要素になるとみられる[3]。

2. 刑事裁判における量刑水準の推測

過去の類似事案と比較すると、本件の被告に対する刑事処分は厳しいものになる可能性がある。2021年8月に大阪地裁で判決が下された積水化学工業の事案(在職中に導電性微粒子の製造工程情報を中国企業へメール送信)では、相手方の技術を得る目的であり金銭授受が認定されなかった中でも、流出した営業秘密を使って中国企業が商品開発を行うことによる影響が重視され、懲役2年・執行猶予4年・罰金100万円の有罪判決が言い渡された[18]。また、2026年10月15日に報じられたトヨタ自動車子会社「シンテックホズミ」の元社員2名による営業秘密不正持ち出し事件では、罰金50万円の略式命令となっている[8]。

これらに対し、今回の古川被告の事案は、電子材料部門の元開発責任者・元製造技術部長という要職にありながら会社貸与HDDを約6年間にわたり返却せず保有し続けた点、「ノバキュア」と「パイメル」という複数の重要半導体材料についてデータを送信し再逮捕・起訴に至っている点、さらに妻が設立した会社を介したコンサルタント契約により高額な報酬と厚遇を得ていた点から、犯情の悪質性が高いと評価される可能性が高い[3]。執行猶予付きの有罪判決(懲役2年～3年程度・執行猶予4年～5年および罰金併科)となるか、あるいは他社での営業秘密持ち出し等の余罪捜査の進展や報酬額の規模によって実刑判決まで踏み込まれるかが今後の公判の焦点となる[3]。

こんごの影響の多角的推測：企業業績・国際訴訟・経済安全保障への波及

本起訴を受けて、今後の影響は「①旭化成の事業・業績」「②中国企業に対する国際民事訴訟」「③国内化学業界における連鎖的余罪捜査」「④日本企業の情報セキュリティと人事ガバナンス」の4つの領域で波及すると推測される[5]。

営業秘密侵害の検挙急増トレンドと本事件がもたらす4領域の将来影響予測

■ マクロ検挙統計・事業目標・事案タイムライン指標

2025年 営業秘密侵害検挙数

38件 前年比 +72.7%

過去10年で最多（前年比+16件）。転職・独立時の情報持ち出し事犯が多発。

旭化成エレクトロニクス事業 増益目標

+79億円

2024→2027年度計画

「パイメル」等を含む中計の重点成長事業。AI向け需要好調で全社利益を牽引。

持ち出しから流出までの潜伏期間

約5年10カ月

2018年11月→2024年9月

退職時の貸与外付けHDD未返却から、海外企業関係者へのメール送信までの時間差。

■ 将来影響・リスクホライズン評価マトリクス（短期 VS. 中長期）

影響領域 (Domain)	短期影響 (1〜2年)	中長期影響 (3〜5年以降)	リスク度
DOMAIN 01 **1. 旭化成の業績・競争力** ノバキュア / パイメル	**不正利用調査と管理強化コストの発生** 取引先預かり資料や個人情報の流出は否定されており直近の顧客離反は限定的。新ITツール導入や全社研修、流出先での不正利用調査にリソースを集中。	**重点成長事業（+79億円増益計画）への模倣品リスク** 流出した「ノバキュア」製造情報や「パイメル」品質管理情報が海外競合の模倣・品質向上に転用された場合、中長期的なシェアや価格競争力を脅かす懸念。	HIGH 高
DOMAIN 02 **2. 対中民事訴訟・法的抑止** 山東聖泉新材料 改正不競法	**国内裁判所での利用停止・廃棄請求の提起** 元従業員および中国・山東聖泉新材料に対する民事訴訟を提起。2024年4月施行の改正不正競争防止法に基づき、国内裁判所での管轄・国内法適用を実践。	**越境差止・執行の実効性を測る試金石に** 日本国内での勝訴判決を中国現地での実際の製造差止・データ廃棄へどう結びつけるか、経済安全保障上の越境エンフォースメントの先例として産業界が注視。	CRITICAL 極めて高
DOMAIN 03 **3. 国内他社への余罪捜査波及** 転職先メーカー 押収機器解析	**再逮捕に続く在籍複数企業の流出捜査** 端緒となった名古屋市の転職先化学メーカーや、ヘッドハンティング先の別大手化学メーカーでの技術持ち出し・複数製品情報の中国流出容疑へ県警の捜査が拡大。	**「他社事案の押収解析」からの時間差発覚の常態化** 領得（持ち出し）から長期間経過しても、第三者への開示時点で新たに罪が成立。他社トラブルの家宅捜索から過去の漏えいが連鎖発覚する捜査モデルが定着。	CRITICAL 極めて高
DOMAIN 04 **4. 産業界の退職者・シニア管理** 貸与媒体管理 中途採用審査	**貸与記録媒体の現物照合と退職時監査の厳格化** 外付けHDD・SSD等の貸与台帳と現物返却の徹底、アクセス権限見直し、退職予定者の誓約書強化など、化学・半導体材料業界全体で緊急点検が進行。	**シニア技術者の処遇再定義と6年超の長期ログ保全** 元部長・工場長クラスの再就職時における前職情報持ち込み防止（汚染リスク管理）の徹底と、退職数年後の発覚に備えた長期証跡保全・DLP体制の再構築。	HIGH 高

警察庁統計が示す通り、転職・独立等に伴う営業秘密侵害の検挙数は過去10年で最多の38件に達している。本事件の影響は旭化成一社の問題にとどまらず、**2024年改正不正競争防止法に基づく対中民事訴訟の実効性検証**や、素材産業全体におけるシニア技術者管理の再定義へと波及する。

Data sources: 警察庁統計（イー・サポート）, 旭化成株式会社 IR資料, セキュリティ対策Lab, piyolog, TIMEWELL

1. 旭化成の事業・業績への影響：短期は限定的、中長期で中国市場の競争激化リスク

旭化成のエレクトロニクス事業（2027年度計画に向けてプラス79億円の増益を見込む重点成長事

業）に対する影響は、短期と中長期で分けて推測する必要がある[7]。今後1〜2年の短期的な業績への悪影響は限定的とみられる。旭化成の公式発表によれば、9月公表分において取引先から預かった技術資料や個人情報の流出は確認されておらず、顧客情報の漏えいに伴う直接的な取引停止リスクは低い[5]（※ただし10月再逮捕分の「パイメル」品質管理情報については同範囲の確認が公式発表で明示されていないため、今後の調査結果が注視される[5]）。また、持ち出されたHDDのデータは2018年11月時点のものであり、生成AI向け等で急速に高度化が進む最先端半導体パッケージ領域では、当時のデータだけで直ちに現在の最先端品のシェアを奪うことは難しいと推測される[5]。
一方で、3〜5年以降の中長期的な視点では無視できない競争上の脅威となる。半導体パッケージ実装に用いられる一液性接着剤のマイクロカプセル技術（ノバキュア）や感光性絶縁材の品質管理基準（パイメル）は、2018年時点のデータであっても、中国国内の汎用・中位グレード市場においては極めて高い実用価値を持つ[5]。山東聖泉新材料などの中国メーカーが流出した製造データや品質管理ノウハウを吸収して量産歩留まりを改善した場合、中国市場における現地メーカーへの代替が前倒しで進行し、中長期的な価格競争の激化やシェアへの下押し圧力につながるリスクがある[11]。

2. 2024年改正不正競争防止法に基づく「対中民事訴訟」の試金石

旭化成は、古川被告および流出先の山東聖泉新材料股份有限公司を相手取り、流出情報の利用停止および廃棄等を求める民事訴訟を提起する方針を公表している[6]。この訴訟は、**2024**年**4**月**1**日に施行された改正不正競争防止法（令和5年法律第51号）の実効性を占う重要なテストケースとなる[10]。
従来、海外企業による日本国外での営業秘密侵害に対しては、国際裁判管轄や日本の不正競争防止法の適用範囲に懸念があったが、2024年4月施行の改正法（第19条の2、第19条の3）により、日本国内で事業を行う企業の営業秘密が国外で侵害された場合でも、日本の裁判所に訴訟を提起し、日本の不正競争防止法を適用して差止請求や損害賠償請求を行えることが明確化された[10]。さらに同改正では、使用等の推定規定（第5条の2）の適用対象拡大や、被侵害者の生産・販売能力超過分に対する使用許諾料相当額の増額賠償請求（第5条）など損害賠償算定規定の拡充も行われている[13]。
本件では、営業秘密の送信行為が改正法施行後の2024年8月〜9月に行われているため、旭化成が日本の裁判所で山東聖泉新材料に対する利用停止・廃棄請求や損害賠償請求を行う法的基盤は整っている[9]。海外企業を相手に日本の司法判断を現地で直接執行することには実務上のハードルが伴うものの、日本の裁判所で「不正取得された営業秘密の利用停止・廃棄」を命じる判決や法的認定を得ることは、グローバルな半導体サプライチェーンにおける当該中国企業製品の採用牽制や、流出技術を用いた製品の日本国内への流通抑止、さらには親会社（上場企業である聖泉集団）に対するコンプライアンス上の交渉圧力として強い抑止効果を発揮すると推測される[10]。

3. 国内複数メーカーを巻き込む「連鎖的余罪捜査」の展開

本事件には、被告が再就職した国内他社での余罪捜査という波及リスクが残されている[6]。報道によれば、古川被告は2018年11月に旭化成を退職した後、名古屋市内の化学メーカーやヘッドハンティングされた別の大手化学メーカーなど複数の企業に再就職しており、転職先でも技術情報を不正に持ち出した疑いが持たれている[6]。押収されたHDDには接着剤以外の技術情報や複数企業の営業秘密とみられる製品情報が保管されており、愛知県警は所属した複数企業の情報が中国企業へ渡っていないか余罪を含めて捜査を進めている[6]。
とりわけ、2024年8月に最初に愛知県警へ相談を行った「名古屋市内の化学メーカー」における別件の情報漏えい事案については、家宅捜索（2025年4月）から1年半ほど経過した2026年10月時点で

も逮捕・起訴の対象として表面化していない[6]。弁理士の分析では、最初に相談した企業の事案について「秘密管理性」等の営業秘密の要件立証が慎重に進められている可能性が指摘されているが、今後の証拠解析や被告の供述次第では、国内の複数化学メーカーを被害者とする追加立件や、各社による被害公表が連鎖的に発生する可能性がある[6]。

4. 日本の素材・半導体産業におけるセキュリティと人事ガバナンスの変革

警察庁が2026年3月に公表した「令和7年における生活経済事犯の検挙状況等について」によると、2025年の営業秘密侵害事犯の検挙事件数は**38**事件で、前年比16事件（**72.7%**）増加し過去10年で最多となった[30]。その多くは転職・独立時に営業秘密を持ち出す事犯である[30]。

本事件では、企業側が「秘密情報を漏らされた被害企業」であると同時に「秘密情報を管理していた管理責任企業」としての立場も問われることが改めて浮き彫りとなった[15]。旭化成は再発防止策として、機密情報の特定・区分と管理方法の明確化、新たなITツールによる管理厳格化、アクセス権限の見直し、退職予定者の誓約書と貸与PC管理の強化、全役員・全従業員への研修を順次実施すると表明している[5]。今後、日本の素材・半導体材料メーカー全体において、以下の3つの実務対策が急速に強化されると推測される。

1. 記録媒体の返却照合と退職時データ所在調査の徹底：「退職時に業務用PCや社員証を返却させ、アカウントを停止しただけで安心する」という従来の盲点を改め、外付けHDD、SSD、USBメモリ等の外部記録媒体を貸与台帳で一元管理し、退職・異動時に現物と厳格に照合する体制が求められる[4]。また、退職時に機密情報を保存した端末・外部媒体・共有フォルダのアクセス権と複製の有無を調査することが不可欠となる[5]。
2. 「時間差流出」を見据えた長期ログ保全とITツールによる持ち出し制御：本件のように退職から約6年後に情報が送信され、さらに後年になって他社捜査から発覚するケースに対処するため、機密ファイルのコピー、外部媒体への書き込み、社外メールへの添付等を記録・監査するITツールの導入とともに、問題が数年後に発覚する場合を想定したログ保存期間の長期化と証跡保全手順の整備が進むとみられる[4]。
3. シニア技術者の再就職・副業時のコンプライアンス審査と処遇の見直し：熟練技術者が退職後に他社へ再就職する際、採用企業側では前職の営業秘密を持ち込ませないための誓約・監査の徹底がより重要となる[6]。同時に、技術者を送り出す企業や再就職先企業においても、親族名義の法人等を介した海外競合企業との不適切なコンサルタント契約を防ぐための利益相反管理や、高度な知見を持つシニア技術者が正当に評価・処遇される人事制度の再設計が、経済安全保障上の重要課題として浮上する[3]。

引用文献

1. 情報漏えい「知識豊富と示すため」＝元旭化成社員を起訴, https://finance.yahoo.co.jp/news/detail/706a458493a1f0c80efef1f08b062fb11a54d443
2. 旭化成情報漏洩事件、元社員「地位保とうとした」 名古屋地検が起訴, https://smart.asahi.com/v/article/ASVBW2RK7VBWOIPE00BM.php
3. https://www.excite.co.jp/news/article/Jiji_3898560/
4. 旭化成・元社員「情報漏えい」で逮捕 「PC返却」で安心する企業が, https://www.itmedia.co.jp/business/articles/2610/13/news016_2.html
5. 旭化成元社員を再逮捕、半導体材料の営業秘密を別に漏えいした疑い,

https://rocket-boys.co.jp/security-measures-lab/asahi-kasei-technical-data-handling-report/
6. 旭化成の元従業員による営業秘密の持ち出しについてまとめてみた, https://piyolog.hatenadiary.jp/entry/2026/09/24/105225
7. 「重点成長」事業説明会 - Asahi Kasei Corporation, https://www.asahi-kasei.com/content/dam/asahi-kasei/jp/ja/ir/library/business/pdf/260108.pdf
8. 旭化成の営業秘密侵害事件（刑事事件）- 営業秘密ラボ, https://www.xn--zdkzaz18wncfj5sshx.com/2026/09/blog-post_30.html
9. 旭化成元社員、中国企業に半導体秘密を漏洩で起訴 →潜在性硬化剤, https://kakupurion68.livedoor.blog/archives/15533185.html
10. 旭化成の元社員逮捕から読む技術流出の論点 | 営業秘密と外為法の, https://timewell.jp/columns/asahikasei-tech-leak-arrest-2026
11. 【2024年最新版】三井化学と旭化成、半導体戦略の将来性とは, https://chemtech-news.com/2024/01/14/semi-2/
12. [3407.T] 元従業員の逮捕について - BigGo ファイナンス, https://finance.biggo.jp/news/ir_3407.T_20260917_900b9993a2a0
13. 日本 2024年 4月に改正された不正競争防止法とは, https://www.asamura.jp/blog/2024/04/04/unfair-competition-prevention-law-revised-in-april-2024/
14. 旭化成の技術情報が中国メーカーに流出、元社員の男「再就職先で, https://www.yomiuri.co.jp/national/20260919-GYT1T00158/
15. https://www.itmedia.co.jp/business/articles/2610/13/news016_7.html
16. 旭化成情報漏洩の犯人・古川祥一とは誰で何者？中国企業はどこ, https://byobyosoku.doorblog.jp/archives/14990598.html
17. 旭化成の半導体関連技術、中国企業に流出…元開発責任者 … - 読売新聞, https://www.yomiuri.co.jp/national/20260917-GYT1T00268/
18. 積水化学スマホ技術中国へ漏洩事件 - アトム法律事務所弁護士法人, https://atomfirm.com/compliance/cdatabase/20190501-28754
19. LinkedInでの接触から始まった積水化学工業元社員の営業秘密情報, https://piyolog.hatenadiary.jp/entry/2020/10/15/180000
20. 積水化学工業スパイ事件 | ルールで読む世界 - note, https://note.com/treundglauben/n/nbdba58a12d08
21. 旭化成元社員の男再逮捕 - デイリースポーツ, https://www.daily.co.jp/society/national/2026/10/07/0020902435.shtml
22. ノバキュア™ | 半導体・高速通信向け材料総合ポータルサイト - 旭化成, https://www.asahi-kasei.co.jp/semicon/products/novacure.html
23. 旭化成株式会社 - Asahi Kasei Corporation, https://www.asahi-kasei.com/content/dam/asahi-kasei/jp/ja/ir/library/business/pdf/231221.pdf
24. ノバキュア | 旭化成株式会社, https://asahi-kasei-nvc.com/
25. エレクトロニクス事業 製品一覧 | 旭化成株式会社, https://www.asahi-kasei.com/jp/services-products/electronics
26. 積水化学の元社員に有罪判決 中国企業に情報漏えい 大阪地裁, https://mainichi.jp/articles/20210818/k00/00m/040/177000c

27. 転職 - 営業秘密ラボ, https://www.xn--zdkzaz18wncfj5sshx.com/search/label/%E8%BB%A2%E8%81%B7
28. 不正競争防止法等の 一部を改正する 法律の概要, https://www.ohebashi.com/jp/newsletter/01_202401_Okada.pdf
29. 旭化成の機密情報流出事件、元社員を送検 別の大手化学 ... - NOVAIST, https://novaist.jp/articles/asahi-kasei-tech-leaks/
30. 営業秘密侵害の検挙が急増〜確認したい秘密情報管理のポイント, https://all-e-support.jp/news/2610ci_basic/
31. 営業秘密侵害が過去最多に。社内不正の4割を占める「情報持ち出し, https://internet.watch.impress.co.jp/docs/special/2127602.html